

学校給食年表

年 月	主 な 事 項 (全 国)	長崎県の学校給食
明 2 2 . 1 0	・山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童に対して無料で学校給食を実施する。これが、我が国の学校給食の起源とされる。	
明 4 0 .	・広島県大草村義務奨励会による給食、秋田県高梨尋常高等小学校で貧困児童のための給食等実施。	
明 4 4 .	・岡山県小田郡小田村学令児童保護者会により給食が実施される。このほか、静岡県、岩手県の一部で給食実施。	
大 3 .	・東京の私立栄養研究所（佐伯矩博士設立）で、文部省の科学研究奨励金を得て附近学校の児童に学校給食を実施。	
大 8 . 6	・東京府では私立栄養研究所佐伯所長の援助を受けて管内小学校にパンによる学校給食を実施。	
大 1 2 . 1 0	・発学第 7 3 号文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」において、児童の栄養改善のための方法としての学校給食が奨励される。	
昭 7 . 9 .	・文部省訓令第 1 8 号「学校給食臨時施設方法」が定められ、はじめて国庫補助による貧困児童救済のための学校給食が実施される。	
昭 1 3 .		・長崎市立西坂小で給食開始
昭 1 4 .		
昭 1 5 . 4	・文部省訓令第 1 8 号「学校給食奨励規定」により、対象を従来の貧困児童のほか栄養不良、身体虚弱児童も含めた、栄養的な学校給食の実施が図られる。	・平戸市紐差小で給食開始（1食2銭～5銭）
昭 1 9 .	・六大都市の小学校児童約 2 0 0 万人に対し、米、みそ等を特別配給して学校給食を実施。	
昭 2 1 . 1 2	・文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食の方針が定まる。 ・東京・神奈川・千葉の三都県で試食を開始。	
昭 2 2 . 1	・全国都市の児童約 3 0 0 万人に対し学校給食を開始。	・佐世保市内のほとんどの小学校で補食給食開始
昭 2 2 . 4	・財団法人日本学校衛生会学校給食事業部発足。文部省に代わって学校給食用物資を取り扱うことになる。	・大村市立三城小、竹松小福重小で補食給食開始 ・五島市立福江小でミルク給食開始 ・西海市瀬戸小が給食実施
昭 2 3 . 1 1	・教育委員会発足	・ろう学校佐世保分校で県立学校最初の給食開始
昭 2 3 . 1 2	・文部省体育局長通達「学校給食用物資の取扱について」により、各都道府県教育委員会における物資受け入れ体制を指示。（現在の都道府県学校給食会の起源）	・壱岐市立柳田小が補食給食開始 ・対馬市浅藻小ミルク給食開始
昭 2 4 . 7	・保健体育審議会令制定、学校給食文科審議会設けられる。	・諫早市立諫早小学校で補食給食開始
昭 2 4 . 1 0	・ユニセフからのミルクの寄贈を受けて、ユニセフ給食開始	・松浦市立調川小がミルク給食開始

年月	主な事項（全国）	長崎県の学校給食
昭25.5	・文部省の組織令が改正され、管理局に新たに学校給食課が設置。	
昭25.7	・八大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉により始めて完全給食を開始	
昭25.8	・財団法人日本学校給食会認可。	
昭25.10	・10月17～19日、東京都で第1回全国学校給食研究協議会が開催される。	
昭26.2	・完全給食が全国市制地にも拡大実施され、27年4月に至り、全国全ての小学校を対象に実施。	
昭26.6	・給食用物資の財源であったガリオア資金が打切られ、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開される。	
昭27	・小麦粉に対する半額国庫補助が開始される。 ・日本学校給食会が脱脂粉乳の輸入業務を開始、また、ユニセフ寄贈の脱脂粉乳の受け入れ配分業務も実施	
昭28.6	・学校給食用小麦粉に対して、ビタミンB1とB2の強化が実施される。	
昭29.6	・6月3日第19国会で「学校給食法」成立、公布。以後、同年中に学校給食法施行令、施行規則、実施基準等が定められ、学校給食の実施体制が法的に整う。	
昭30.8	・「日本学校給食法」が成立、公布。10月1日同会が発足する。	・島原市立第1～第5小学校で完全給食開始
昭31.3	・3月31日「学校給食法」一部改正。同法が中学校にも適用され、準用保護児童に対する給食費補助が規定される。	
昭31.6	・「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」公布	
昭32.5	・「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」公布。	
昭32.6	・全国学校給食会連合会発足	
昭33.	・農林次官通達「学校給食用牛乳供給事業実施要綱」にともない、文部省管理局長より「学校給食用牛乳取扱要領」が通知され、1月から学校給食に牛乳が供給される。	・長崎県学校給食会設立
昭33.10	・学習指導要領が改訂され、学校給食が学校行事等の領域に初めて位置づけられる。	
昭34.		・長崎県学校栄養士会設立
昭36	・へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する補助制度が設けられる。	
昭36.12	・学校給食15周年記念式典大会が開催される。	
昭37.4	・学校給食栄養所要量の基準が改訂される。 ・給食用小麦粉にビタミンA強化	

年月	主な事項（全国）	長崎県の学校給食
昭38.1	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食用米の取扱いについて」体育局長から各都道府県教育長に通達が出される。 ・脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進される。同時にいわゆるミルク給食戦争が起こる。 	
昭38.8		<ul style="list-style-type: none"> ・西日本栄養管理講習会が長崎市で開催される。
昭39	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場の施設設備費ならびに学校栄養職員の設置費について補助制度が設けられる。 	
昭40.6	<ul style="list-style-type: none"> ・特別措置によるへき地（3級以上）学校給食の推進が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田平町、大島町学校給食共同調理場を採用。
昭40.11		<ul style="list-style-type: none"> ・西日本学校給食研究集会在長崎市で開催される。
昭41.1	<ul style="list-style-type: none"> ・単独校の学校栄養職員の設置費の国庫補助 ・高度へき地学校の全自動生徒に対し、全額国庫補助により、パン、ミルクの無償給食が実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県学校給食再会20周年記念行事開催
昭42.	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用物資の低温流通化促進費がはじめて計上され、栃木県で43年からコールドチェーンによる物資の供給が行われる。 	
昭43.4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用小麦粉の漂白廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県牛乳の取扱い開始
昭43.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校学習指導要領」の改訂に伴い、小学校の学校給食が「特別活動」の中の「学習指導」として位置づけられる。 	
昭44.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「中学校学習指導要領」の改訂に伴い、中学校の学校給食が「特別活動」の中の「学級活動」として位置づけられる。 	
昭45.1		<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県学校給食共同調理場連絡協議会設立
昭45.2	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育審議会が文部大臣に対して「学校給食の改善充実方策について」答申 ・米利用実験指定校、米粉混入パン実験実施校、米加工品利用校により、学校給食における米飯、米粉混入パン、米加工品の利用実施が開始される。 	
昭46.4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食実施基準、夜間学校給食実施基準の一部改正により、所用栄養量の基準改訂が行われる。これに伴い「学校給食の内容について」体育局長通知により準備食品構成表が示された。 	
昭47.1		<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県第1回調理コンクール開催（文部省） ・日本学校給食会開催
昭47.4	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の本土復帰にともない学校給食関係予算に沖縄分が計上される。 ・学校給食の老朽施設設備の改善更新補助が計上される。 	

年月	主 な 事 項 (全 国)	長崎県の学校給食
昭48 .	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の学校給食用小麦粉補助金は、安定供給を図るための経費への補助という発想のもとに「学校給食用小麦粉供用事業費補助金」と改められる。 ・学校給食の改善充実のために研究指定校が指定され、研究が開始される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭48～49 深江町が米飯給食実験校
昭48 . 1 1		<ul style="list-style-type: none"> ・第24回全国学校給食研究協議大会が長崎市で開催される。
昭49 . 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養職員が制度切替えにより県費負担職員となる。 	
昭50 . 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食分科審議会は、米飯導入について教育上有意義であるとの結論をまとめる。 	
昭51 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食制度に米飯が正式に導入される(2月学校給食法施行規則改正) ・学校給食用米穀の値引き率を35%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県米穀の取扱い開始(米飯給食導入・県学校給食会) ・長崎県学校給食研究会設立
昭51 . 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食30周年記念大会が開催される。 	
昭52 . 2		<ul style="list-style-type: none"> ・第4回九州地区学校栄養職員研究大会が長崎市で開催される。
昭52 . 7	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂。 ・学校給食用米穀の値引き率を60%とする。 	
昭53 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライシステム調理場試行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委から100万円物資開発費として長崎県学校栄養士会へ補助
昭53 . 6	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」の一部が改正され、学校栄養職員が適用対象に含まれる。 	
昭54 . 2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用米穀の値引き率は、従来消費者米価の35%引きだったが、それを60%引きに、また週1回以上の新規米飯給食開始校には特別措置として、70%の値引きを行う。 	
昭54 . 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学校給食会と日本学校安全会の統合が閣議決定される。 	
昭55 . 5	<ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養職員の定数改善に関する12年計画が始まる。 	
昭55 . 1 0		<ul style="list-style-type: none"> ・西日本地区食品検査技術講習会
昭56 . 7		<ul style="list-style-type: none"> ・第22回全国学校栄養職員研究大会が長崎市で開催される。
昭57 . 6	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学校健康会法公布・施行。7月26日、日本学校健康会設立 	
昭58 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校家庭連携推進地域事業で18地域指定。 	

年月	主 な 事 項 (全 国)	長崎県の学校給食
昭58.9		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収日本地区調理技術指導者育成講習会が長崎県学校給食会で開催される。
昭59.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文科省より「新学校給食指導の手引き」が刊行される。 	
昭59.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校給食法制定30周年記念大会」が開催される。 	
昭60.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月21日付文体給第59号「学校給食業務の運営の合理化について」が文部省局長より各都道府県教育委員会教育長に出される。 	
昭60.2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第12回九州地区学校栄養職員研究協議大会が長崎市で開催される。
昭60.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本体育・学校健康センター法が公布される。 	
昭61.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健体育審議会から「学校給食の食事内容の改善について」及び「学校栄養職員の職務内容について」文部大臣に答申がなされる。(諮問は昭和60年10月) 	
昭61.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日文部省告示第16,17号により、学校給食実施基準および夜間学校給食実施基準が一部改正され、平均所要栄養量の基準改訂が行われる。 	
昭61.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本体育・学校健康センター設立。 ・ 学校給食実施基準等の改訂に伴い体育局長通知「学校給食の食事内容について」が出され、新しい標準食品構成表が示される。 ・ 3月13日、「学校栄養職員の職務内容について」体育局長通知が出される。 	
昭61.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時教育審議会から教育改革に関する第二次答申が出され、家庭の教育力の活性化等を図る観点から学校給食を通じた学校・家庭・地域の連携の必要性が指摘された。 	
昭62.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時教育審議会から教育改革に関する第三次答申が出され、教育財政の合理化、効率化の観点から学校給食業務における運営の合理化の一層の推進が求められた。 	
昭62.10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立大村養護学校でパイキング方式実施
昭63	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の減少により生ずる余剰教育等をランチルームに改修する事業への補助金が文部省より予算化される。 	
昭63.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部省の機構改革により学校給食課と学校保健課が統合され、学校健康教育課が発足する。 ・ 体育局長通知「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」が出される。 	
昭63.10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 西日本学校給食研究協議大会が長崎市で開催される。
平成.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が改訂され、学校給食が「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。 	

年月	主 な 事 項 (全 国)	長崎県の学校給食
平元 . 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食100周年記念大会」が千葉県において開催される。 ・学校給食用自主流通米補助金導入（助成率は政府米値引き相当額の70%） 	
平2 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい食事環境づくり研究委員会の報告書「望ましい食事環境を目指して」が出される。 	
平2 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規採用学校栄養職員研修」が開催される。 	
平3 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時行政改革推進審議会答申（平成元年12月）の指摘を踏まえ、高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食補助金が平成2年度限りで廃止される。 	
平3 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「高度へき地学校児童パン・ミルク給食費補助」を日本体育・学校健康センター「学校給食流通近代化事業補助」の一部として整理合理化する。 	
平4 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日本体育・学校健康センター事業として「中堅学校栄養職員研修」を開始する。 	
平4 . 7	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年の「学習指導要領」の改訂を踏まえ、文部省より「学校給食指導の手引」が改訂される。 	
平4 . 8		
平5 . 2	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画（平成5年度から平成10年度までの6か年計画）」が策定され、学校栄養職員については、計1,170人の配置改善が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第20回九州地区学校栄養職員研究協議大会が長崎市で開催される。
平5 . 1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次臨時行政改革推進審議会最終答申出される。 	
平5 . 8		
平6 .	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度より「栄養教育推進モデル事業」が開始される。 ・平成5年度産米の作柄不況にともない、学校給食用米穀について平成6年4月から10月の間、自主流通米が供給され、この機関は特別助成措置が講じられる。 	
平6 . 8		
平6 . 8		
~ 7 . 4		<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度九州ブロック中堅学校栄養職員研修会が長崎市で開催される。 ・水不足のため節水給食を県内各地で実施
平7 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食実施基準」「夜間学校給食実施基準」の一部改正に伴い「平均所要栄養量の基準」「学校給食の標準食品構成表」等が改訂される。 	
平7 . 8		
平9 . 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規採用学校栄養職員研修」が充実され、新たに「学校栄養職員経験者研修」を開始する。 ・「学校給食衛生管理の基準」が制定される。 	
平9 . 9		
平10 . 8		
平11 . 8		
平12 . 8		
平13 . 8		
平14 . 6		<ul style="list-style-type: none"> ・鯨肉を調査用捕鯨の副産物として学校給食に導入するシステムが整う。
平15 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される 	

年月	主 な 事 項 (全 国)	長崎県の学校給食
平17.3	・「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される	
平17.4	・「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により平成17年度から栄養教諭の配置が開始される	
平17.6	・「食育基本法」が制定される	
平18.3	・「食育推進計画」が制定される	
平18.10		・長崎県食育推進計画制定
平19.3	・文部科学省から「食に関する指導の手引き」が刊行される	
平19.4		・長崎県に栄養教諭が配置される
平19.7	・平成19年7月11日付け19文科ス156により栄養教諭の配置促進について県教育長あてに文書が出される	
平19.8		
平20.7	・中国の冷凍餃子事案をうけて「学校給食衛生管理の基準」一部改訂	
平20.10	・「学校給食における食事内容について」改訂	
平21.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食法」が改正される ・「学校給食衛生管理基準」と改訂され法制化 ・「学校給食実施基準」一部改訂され法制化 	
平21.11	・全国学校給食研究協議大会第60回大会（学校給食開始から120年）	
平22.3	・文部科学省「食に関する指導の手引き」改訂	
平23.3		・学校給食手引き改訂